

監査第 57 号

平成 26 年 9 月 11 日

請求人 角谷猛志 様

請求人代理人

弁護士 村田正人 様

三重県監査委員 福 井 信 行

三重県監査委員 中 嶋 年 規

三重県監査委員 森 野 真 治

三重県監査委員 田 中 正 孝

住民監査請求について

平成 26 年 7 月 15 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

記

第 1 監査の請求

1 請求の趣旨

（ 1 ）三重県県土整備部は、平成 26 年 6 月 30 日、次の 4 件の入札（以下 4 件の入札を併せて「本件入札」という。）を公告した。

ア 平成 26 年度公共土木施設維管第 0 - 分 6006 号一般国道 164 号外(北勢地区)公共土木施設維持管理(路面清掃)業務委託(以下「北勢地区業務委託」という。)

イ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0 - 分 6005 号一般国道 163 号外(中勢地区)公共土木施設維持管理(路面清掃)業務委託(以下「中勢地区業務委託」という。)

ウ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0 - 分 6004 号一般国道 166 号外(南勢地区)公共土木施設維持管理(路面清掃)業務委託(以下「南勢地区業務委託」という。)

エ 平成 26 年度公共土木施設維管第 0 - 分 6003 号一般国道 169 号外(東紀州地区)公共土木施設維持管理(路面清掃)業務委託(以下「東紀州地区業務委託」という。)

(以下 4 件の業務委託を併せて「本件業務委託」という。)

(2) 公告された企業要件(競争参加資格)は、「単独又は共同企業体の構成員(出資比率が20%以上のものに限ります。以下同じ。)である元請けとして、平成11年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等(国の機関、地方公共団体(法第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体)、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人)をいいます。)発注の1契約あたり実施距離400km以上の路面清掃業務をいいます。」となっている。

しかしながら、この入札参加資格(以下「本件参加資格」という。)は入札直前に引き上げられた不当なものであり、平成18年度から平成25年度までの競争参加資格は、200kmであった。

(3) 請求人が代表者である会社は、津市が発注した路面清掃で309kmの実績があるが、突然、入札参加資格を200kmから2倍の400kmに引き上げられたことにより、入札の参加条件を満たさなくなった。入札参加条件の引き上げは、新規参入業者を排除するもので不合理な引き上げである。

なぜならば、

平成18年度から平成25年度までの入札参加資格は200kmであった。

三重県は、入札参加資格を200kmから400kmに引き上げたのは、従前1年ごとの入札を2年間の路面清掃工事に変更したためであると説明しているが、ほかの工事の入札では、1年の工事を2年の工事に変更しても、入札参加資格を2倍に引き上げるなどの変更はしていない。

路面清掃の平成18年度から平成25年度までの落札者は、ほぼ同じ業者であり、落札率はほぼ90%で、談合的入札の疑いがある。

なお、落札率とは、予定価格に対する落札額の割合であり、100%に近いほど落札業者の利益が大きく、談合的入札によって落札率が上がれば、それだけ税金が無駄遣いされることになる。全国市民オンブズマン連絡会議などは「90%以上は談合の疑いがあり、95%はその疑いが極めて強い」と指摘している。

(4) 新規参入業者の入札参加資格の引き上げによる排除を行うと、自由な競争による適正な市場価格の形成が阻害され、落札価格が低下せず高止まりとなり、その結果、三重県の公費が無駄に支出されることになる。

新規参入業者を参加させた場合には、入札率は85%まで下がることが予測されるが、入札率が90%程度までしか下がらない場合は、約5%の損害が三重県に生

じることとなる。

本件 4 件の入札の予定価格は、4 件の合計で 2 億 2184 万 9280 円であるから、その 5% は約 1109 万円となり、三重県が新規参入業者の不合理な排除をすることで約 1109 万円の損害を被ることになる。

(5) よって、不合理な入札参加資格の設定によって、新規参入業者を排除した本件不当な入札を延期し、落札者との契約を締結しないように措置することを求める。

また、万一、契約を締結したときは、請負代金の支払いをしないように措置することを求める。

さらに、落札者に請負代金の支払いがなされたときは、不合理な入札参加条件の設定により、三重県が被った損害約 1109 万円を、不合理な入札参加条件を設定した決裁権者である三重県職員と落札業者の責任において、三重県に対し、損害賠償をするように措置することを求める。

(6) 5000 万円未満の路面清掃工事の決裁権者は、三重県県土整備部道路管理課長であり、5000 万円以上の路面清掃工事の決裁権者は、三重県県土整備部長である。

(7) 以上、法第 242 条第 1 項の規定により、必要な措置を請求する。

2 平成 26 年 8 月 21 日の請求人の陳述及び同月 27 日付けの請求人の補充意見書における監査請求の理由の補充

(1) 県土整備部は、本件参加資格を設けた理由について、安全で円滑・確実な業務実施を担保するためと説明しているが、毎回、同じ個所を路面清掃車を用いて作業を行うわけでもないのに、「円滑・確実な作業」とは具体的に何を言うのか明らかにされていない。このような抽象的な理由で本件参加資格を合理化することはできない。

また、県土整備部は、県が発注する業務のなかでも突出して施工延長が長いこと、県民生活に多大な影響を及ぼす旨説明するが、路面清掃作業は、停車して作業を行うものではないから、作業が近隣住民に多大な影響を及ぼす事はない。また、きわめて一過性の作業で、一時的なものであって、道路工事のような多大な影響を県民生活に及ぼすものではない。施工延長が長いとしても、道路工事のように施工期間全部が長期間にわたり、片側通行となるようなことはないから、施工延長が長いことは、「1 契約あたり 400 k m」への企業要件の引き上げを合理化する理由とはならない。

県土整備部の説明は、本件入札前に存在していなかった理由を、本件請求の陳述のために、あえて作ったものである。

(2) そもそも、平成 25 年度までの企業要件である「1 契約あたり 200 k m」の要件そのものが、どのような理由で設定され、維持されてきたのかについて説明ができていない。原初の「1 契約あたり 200 k m」の企業要件の合理性も説明できないにもかかわらず、「1 契約あたり 400 k m」の企業要件への引き上げを合理的に説明することはできない。

(3) 「1 契約あたり 400 k m」への要件の引き上げが県土整備部の誰の発案であり、どのような内部検討を経て、最終的な決裁に至ったのかの説明ができていない。企業要件の引き上げという重要な政策課題について、県土整備部長が決裁したことを証する公文書が存在しないなど、内部検討がなされた形跡がなく、内部的にも違法な決裁である。

(4) 複数年契約に改めた三重県の他の業務委託においては、企業要件を従前どおりに維持しているものが通常であり、複数年契約にしたことによって、企業要件を 2 倍に引き上げた事例は 1 件しかない。その 1 件についても、企業要件を 2 倍に引き上げてはいるが、土木一式工事 250 万円から 500 万円への施工実績の引き上げというきわめて緩いもので、建設業の許可を有している企業のどこでも有しているような一般的な企業要件であり、引き上げにより入札に参加できなくなる企業はない。

路面清掃業務の期間を 2 年にしたからといって、1 年間に清掃する距離や内容は変わらず、毎年、同じ業務を実施するのだから、企業要件を 2 倍に引き上げる必要性はない。

(5) 三重県内の路面清掃業務で、「1 契約あたり 400 k m」の実績を作れる路面清掃業務は、三重県発注の路面清掃業務しか存在しないから、本件参加資格は、三重県発注の路面清掃業務を実施した企業しか入札に参加させないというに等しい不当な企業要件である。

すなわち、新規参入業者がいかに企業努力をしても満たすことはできない、不可能な企業要件である。

「1 契約あたり 200 k m」であれば、わずかに津市の路面清掃業務だけが、この要件を満たすものであるが、それ以外の路面清掃業務は、四日市市のように 1 契約あたり 30 k mであり、とても「1 契約あたり 200 k m」に及ばない。

このような不合理な企業要件の設定は、一般入札の装いをしながら、実質的に

は、三重県発注の路面清掃業務の実績のある業者にしか入札参加を認めていないもので、その実質は指名入札に他ならない。

(6) 請求人が代表者である会社は、本件入札において、南勢地区業務委託を予定価格の 87% で、また、東紀州地区業務委託を予定価格の 86% で入札した。

新規参入を認めれば、予定価格の 86% から 87% での落札が可能であり、それだけ公費の支出が抑制できることは明らかである。

すなわち、東紀州地区業務委託では、第 1 位の請求人が代表者である会社の 1590 万円の入札が排除され、第 2 位の業者が 1720 万円で落札したことで、130 万円の損害が生じたことになる。南勢地区業務委託では、第 1 位の請求人が代表者である会社の 5640 万円の入札が排除され、第 2 位の業者が 6050 万円で落札したことで、410 万円の損害が生じたことになる。その合計は 540 万円であり、決して見逃せない公金の無駄使いである。

本件入札の結果は、事前予想どおりの業者が 90% 以上で入札しており、東紀州地区においては 2 社の隔年入れ替わりの入札、南勢地区、中勢地区においては平成 18 年度以降、同一業者の入札が繰り返されている。

(7) 畢竟、本件参加資格の設定は、既存の路面清掃業者の利益擁護に走ったもので、不合理かつ不当なものであり、官が用意した談合、即ち官民談合であって、入札の取消しをも含めたしかるべき措置がとられるべきである。

第 2 事実関係の調査

1 監査対象事項

本件参加資格及び本件入札を前提としてなされた本件業務委託契約の締結に違法又は不当な点があるか否かを、監査対象事項とした。

2 対象部局の調査等

平成 26 年 7 月 25 日に県土整備部の調査を実施した。

県土整備部長から、平成 26 年 8 月 14 日に陳述書を、請求人から同月 21 日に新たな証拠の提出を受けた。

平成 26 年 8 月 21 日、請求人及び県土整備部職員の陳述をそれぞれ聴取した。

その後、請求人から平成 26 年 8 月 27 日、三重県職員に対する措置請求書（補充意見書）の提出を受けた。

平成 26 年 9 月 1 日、再度、県土整備部の調査を実施した。

3 本件業務委託の概要

(1) 本件業務委託

本件請求の対象とする業務委託は、県内を4つの地域に分けた、第1の1(1)のアからエに記載した4件の路面清掃業務委託である。

(2) 本件業務委託の施工概要

本件業務委託は路面清掃業務であり、その態様は、トラックが先導し、人力により土砂、草などの路肩掃出しを行い、その後に路面清掃車(回転式ブラシが付いた車両)が散水をしながら、清掃を行う。徐行しながら作業を実施し、通行止めの措置は行わない。

路面清掃の施工距離は、道路の「実延長」に「車線数」、数量表で指定した「清掃回数」を乗じたものとなる。

4 本件業務委託の一般競争入札に係る手続

(1) 入札審査会

三重県一般競争入札実施要綱第19条は、一般競争入札の参加資格要件の設定等について審査するため、対象工事を所管する部等に競争入札審査会を置いている。

上記の審査会として、県土整備部に、県土整備部建設工事競争入札審査会等があり、本件業務委託においても、入札の適正な執行を確保するため、次のとおり、本件参加資格について審査が行われている。

ア 東紀州地区業務委託

東紀州地区業務委託の入札形態及び競争参加資格要件設定については、平成26年6月17日、道路整備担当競争入札審査会にて審査の上、承認された。

イ 本件委託業務のうち東紀州地区を除く3件の業務委託

東紀州地区を除く3件の業務委託の入札形態及び競争参加資格要件設定については、平成26年6月17日、道路整備担当競争入札審査会にて審査された後、予定価格が5000万円以上であることから、さらに、同月25日、県土整備部建設工事競争入札審査会で審査の上、承認された。

(2) 公告

平成26年6月30日、本件業務委託の4件それぞれについて、以下の内容を含む一般競争入札を行う旨の入札公告が、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)第62条の規定に基づき、三重県電子調達システムにより行われた。

なお、本公告に記載の「工事」は「業務委託」と読み替えることとされている。

ア 入札に付する工事概要

工事概要として路面清掃の距離が、北勢地区業務委託 4652km、中勢地区業務委託 4410km、南勢地区業務委託 4816 k m、東紀州地区業務委託 1224 k mであること、工期が平成 28 年 3 月 18 日であること、予定価格が別紙 1 に記載の額であることなどが示された。

イ 入札に関する事項

最低制限価格を設定しているほか、電子入札システムで行うことが示された。

ウ 競争参加資格に関する事項

競争参加資格に関する事項として、本工事の入札に参加できる者は、本公告に掲げる条件をすべて満たしている者とし、公共機関等との 1 契約あたり実施距離 400 k m以上の路面清掃業務を平成 11 年以降に実績として有していることが入札に参加する条件であることが示された。

エ その他

(ア) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

(イ) 落札者の決定

三重県会計規則第 65 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(3) 入札

本件入札は、平成 26 年 7 月 16 日から同月 17 日まで受け付け、同日に開札をしたところ、4 件のそれぞれに請求人が代表者である会社を含め 7 社の参加があった。

このうち、南勢地区と東紀州地区で最低の価格の入札を行った、請求人が代表者である会社は、本件参加資格を有していなかったことから、競争に参加する資格がない者の入札として、前記エの(ア)により、無効となった。

本件入札の結果は、別紙 1 のとおりである。

5 本件業務委託契約の概要

別紙 1 の本件入札結果に基づき、県と落札者との間で本件業務委託契約が締結された。

本件業務委託契約の結果は、別紙 2 のとおりである。

6 複数年契約

(1) 県土整備部では、地域維持事業の担い手確保に資するために、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、下記の指針等に基づき平成 24 年度から複数年契約に取り組んでおり、本件業務委託についても、平成 26 年度から複数年契約で実施することとした。

ア 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 23 年 8 月 9 日閣議決定)

イ 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(各都道府県知事等あて平成 23 年 8 月 25 日付け総務大臣及び国土交通大臣通知)

ウ 三重県建設産業活性化プラン(平成 24 年 3 月)

なお、平成 26 年 6 月 4 日に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)においても、社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認められるときは、地域の実情に応じ、工期が複数年にわたる公共工事を一の契約により発注する方式を活用することとする旨の規定が定められている(20 条)。

(2) 県土整備部の維持管理契約の複数年契約の状況

県土整備部では、平成 24 年 4 月から平成 26 年 8 月までに、38 件の維持管理業務で複数年契約を行い、このうち、企業要件に金額や距離などの規模に関する要件を設けているものは、本件業務委託の 4 件を含め 11 件、残りの 27 件は、同種業務の実績を求めているが、規模に関する要件は設けていない。規模に関する要件を設けた 11 件のうち、本件業務委託の 4 件を含めた 5 件が単年度契約の時の条件と比べて規模要件が 2 倍となっている。

県土整備部の維持管理契約の複数年契約の状況(平成 24 年 4 月～平成 26 年 8 月)

平成 24 年 4 月から平成 26 年 8 月までに、複数年契約を行った維持管理業務の件数 (A)	(A)のうち、金額、距離などの規模に関する要件があるもの (B)	(B)のうち、単年度の時から規模に関する要件が 2 倍になったもの (C)
38 件 (本庁 6 件、地域機関 32 件)	11 件 (内訳) 本件業務委託 4 件 緑地維持管理 3 件 剪定業務委託 3 件 港湾管理 1 件	5 件 (内訳) 本件業務委託 4 件 港湾管理 1 件

7 談合情報について

平成 18 年度から平成 26 年度までの路面清掃業務委託に係る談合情報は、県土整備部にはなかった。

8 平成 18 年度以降の路面清掃業務委託の概要

(1)平成 18 年度から平成 25 年度までの路面清掃業務委託の入札参加資格等の概要は次のとおりである。

ア 入札の方法

一般競争入札

イ 入札参加資格のうち施工実績に係る企業要件

過去に公共機関等発注の 1 契約あたりの実施距離 200 k m以上の路面清掃業務の施工実績を有すること

ウ 清掃距離（距離は実施年度により異なる）

北勢地区 2308km～2324km

中勢地区 2181km～2209km

南勢地区 2382km～2408km

東紀州地区 593km～612km

エ 施工期間

概ね 10 か月（単年度契約）

(2)平成 18 年度から平成 26 年度までの落札者、契約額、落札率、入札参加者数は、別紙 3 のとおりである。

第 3 監査委員の判断

1 結論

監査対象部局の調査結果、陳述等から総合的に判断すると、本件業務委託契約の締結には違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下にその理由について述べる。

2 結論に至った理由

(1) 請求人は、本件業務委託の入札参加資格要件が、平成 25 年度までは公共機関等発注の 1 契約あたりの路面清掃業務の施工実績 200 k m以上であったものが、

400 km以上に引き上げられたことによって、新規参入業者が排除され、その結果、自由な競争による適正な市場価格の形成が阻害され、落札価格が低下せず高止まりとなり、三重県の公費が無駄に支出されることになる旨主張するので、以下、請求人の主張について検討する。

- (2) 法第234条第1項は、地方公共団体が締結する契約につき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることを定め、同条第2項で、一般競争入札の方法が原則であること、同条第6項で、競争入札に加わろうとする者に必要な資格に関し必要な事項は、政令でこれを定めるとしている。

これを受けて、法施行令(昭和22年政令第16号)では、一般競争入札の参加者の資格について、契約を締結する能力を有しない者等を参加させることができない旨(法施行令第167条の4第1項)を、契約の履行に当たり不正の行為をした者等の入札への参加を制限することができる旨(同条第2項)をそれぞれ規定している。また、普通地方公共団体の長が、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる旨(法施行令第167条の5)を、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、法施行令第167条の5第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる旨(法施行令第167条の5の2)をそれぞれ規定している。

これら一般競争入札の参加者の資格に関する規定は、一般競争入札の方法が、多数の者を競争に参加させることにより公正な競争を維持するとともに、経済的にも地方公共団体に有利な者を選択できるという利点がある一方で、不特定の多数の者が入札に参加することにより、落札した者が確実に契約を履行することができる者であるかどうかかわからないため、かえって地方公共団体に損失を与えるおそれがあることから、そうならないよう、参加者に一定の制限を加え、契約の適正な履行を確保するという観点から設けられたものと解される。

上記一般競争入札の参加者の資格に関する規定の趣旨から、また、法施行令第167条の5、167条の5の2で定めた資力、能力及び技術力等の資格について、法令上、何ら具体的な基準を定めていないことから、契約の確実な履行確保の必要上、いかなる資力、能力及び技術力等を入札の参加者の資格要件として定めるかについては、契約担当者である地方公共団体の長の裁量に委ねられているものと解される。

一方、普通地方公共団体の締結する契約については、その経費が住民の税金で

賄われること等にかんがみ、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るとする観点から、一般競争入札の方法によるべきことが原則と解されている。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）は、公共工事の入札等について、入札の過程の透明性が確保されること、入札に参加しようとする者の間の公正な競争が促進されること等によりその適正化が図られなければならない（3 条）とされているなど、法等の法令は、普通地方公共団体が締結する公共工事等の契約に関する入札につき、機会均等、公正性、透明性、経済性（価格の有利性）を確保することを図ろうとしているものである（最高裁判所平成 18 年 10 月 26 日判決）。

したがって、一般競争入札の参加者の資格を定めるに当たっても恣意的な運用は許されず、本件参加資格を定めるにつき、上記諸要素に照らして極めて不合理であり、社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる場合には、その裁量権を逸脱又は濫用したもとのとして違法又は不当となるものと解するのが相当である。

そして、本件参加資格に違法又は不当な点があれば、これを前提になされた本件業務委託契約も違法又は不当なものとなる。

（3）そこで、本件参加資格の合理性の有無について、また、本件参加資格の定めによって、地方公共団体の入札の上記趣旨に反し、入札参加業者を極めて少数の者に限定することとなり、公正な競争が阻害されたか否かについて以下に検討する。

ア 本件参加資格の合理性の有無について

（ア）県が本件参加資格を定めた理由

県土整備部長の平成 26 年 8 月 14 日付け陳述書、県土整備部職員の同月 21 日の陳述、県土整備部への調査等によれば、県が本件参加資格を定めた理由について、次の事実が認められる。

a 平成 25 年度までの路面清掃業務委託については、入札者の参加資格として「1 契約あたり実施距離 200 k m以上の路面清掃」の施工実績を求めていた。

これは、路面清掃業務が、県が発注する業務の中でも突出して施工延長が長く、県民生活に多大な影響を及ぼすためである。

路面清掃業務は、トラック、作業員、路面清掃車が縦列し、徐行しながら作業を実施し、通行止めの措置を行わないことから、歩行者・車両等の通過交通に対して細心の注意を払い、追突・接触等交通事故の防止、渋滞の抑制にも配慮しながら作業等を行う必要がある。

このことから、同種業務の実績を有している者へ委託する必要があると判断し、入札参加資格として「1 契約あたり実施距離 200 k m以上の路面

清掃業務」を定めた。

具体的には、安全で、円滑・確実な業務の実施を担保するための同種業務の施工実績の要件として、4 契約（北勢地区（約 2300 k m）、中勢地区（約 2200 k m）、南勢地区（約 2400 k m）、東紀州地区（約 600 k m））のうち、最小規模である東紀州地区の施工延長の 3 分の 1 程度に相当するのが 200 k m であることから、「1 契約あたり実施距離 200 k m 以上の路面清掃業務」とした。

- b 平成 26 年度は路面清掃業務を複数年契約としたことにより、施工期間と施工延長がともに延伸しており、一の契約における道路交通や県民生活に及ぼす影響は、より多大となる。

このため、契約の相手方には、契約の履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等企業としての、より高い総合力を求める必要があると考え、また、入札においては、相当数の入札参加者数を確保し、十分な競争性を担保する必要があることをも踏まえ、1 契約あたりの同種業務の施工実績について、平成 25 年度以前と同様、最小規模である東紀州地区の施工延長（約 1200 k m）の 3 分の 1 程度に相当する 400 k m 以上とした。

- c 一契約あたりの実施距離 400 k m 以上の路面清掃業務の施工実績を有している事業者が県内に少なくとも 7 社あることを把握しており、競争性は確保されていると判断した。

（イ）本件参加資格の合理性についての判断

県が本件参加資格を定めた上記（ア）の理由について判断すると、路面清掃は、道路管理者として道路の交通に及ぼす危険を防止し、交通に支障を及ぼさないように実施する必要性があること、加えて、平成 18 年度から平成 25 年度までの 4 件の業務委託の施工距離は、第 2 の 8（1）ウに記載するとおり、北勢地区で約 2300km、中勢地区で約 2200km、南勢地区で約 2400 k m、東紀州地区で約 600 k m、平成 26 年度は北勢地区で 4652km、中勢地区で 4410km、南勢地区で 4816 k m、東紀州地区で 1224 k m と、施工距離が長いことから、全区間にわたり確実に施工することが可能な業者が必要であり、確実な履行を確保するために、施工実績の少ない業者ではなく、一定規模以上の路面清掃の経験を有する者に制限して入札を実施することには一定の合理性がうかがえる。また、その規模についても最小である東紀州地区のさらに 3 分の 1 の程度の距離というのであり、他の北勢、中勢、南勢 3 地区からすると約 12 分の 1 に相当する距離であって、ことさら、過大な条件を設定したというわけでもないことから、施工実績を 1 契約あたり 400km 以上とした本件参加資格には不合理な点は認められない。

これに関して、請求人は、そもそも平成 25 年度までの路面清掃業務の参加資格である「200km 以上」、また、平成 26 年度の本件参加資格である「400km 以上」は、いずれも根拠が不明である旨主張する。

確かに、路面清掃業務を遂行するに当たり、平成 25 年度以前の「200 k m」、あるいは、平成 26 年度の「400 k m」という距離の設定そのものに確たる必然性はないと言えなくもない。しかしながら、先に述べたとおり、確実な履行の確保を求める上で入札の参加者の資格要件を設けることは許されており、ある一定の距離により参加資格とすることは不合理とは言えない。

また、請求人は、今まで 1 年で実施していた路面清掃業務を 2 年にしたからといって、1 年間に清掃する距離や内容は変わらず、毎年、同じ業務を実施するのだから、参加資格を 2 倍に引き上げる必要性がない旨主張している。

しかしながら、本件業務委託により契約者が負う債務の内容は、平成 25 年度までと比して 2 倍になっているのだから、その債務の内容に応じた入札参加資格とすることには一応の理由があり、毎年同じ業務を繰り返すからといって、必ずしも年ごとに分割して参加資格を設定すべきものでもないことから、参加資格を 2 倍にしたことは、合理性を欠くとまでは言えない。

イ 公正な競争を阻害したか否かについて

請求人は、入札参加資格の引き上げによる新規参入業者の排除を行うと、自由な競争による適正な市場価格の形成が阻害される旨主張する。

しかしながら、県は、本件参加資格を定めるにつき、県の路面清掃の実績だけでも少なくとも 7 社が存在し、競争性が確保されていることを確認していることから、公正な競争を阻害したとは認められない。

事実、本件入札の参加状況について見ると、別紙 1 に記載のとおり、4 件のそれぞれの入札について、請求人が代表者である会社を含め 7 社の入札があり、そのうち 6 社が本件参加資格を有しているものであったこと、6 社という有資格者の入札参加者の数は、平成 18 年度から平成 25 年度までの参加者の数が、別紙 3 に記載するとおり、6 社から 8 社の範囲であったことに照らせば、本件参加資格を定めた結果、入札に参加し得る業者が極めて少数の者に限定されたとはいえず、自由な競争による適正な市場価格の形成を阻害したとは認められない。

また、本件業務委託の落札率を見ても、北勢地区は 90.0%、中勢地区は 92.8%、南勢地区は 93.3%、東紀州地区は 93.1% であり、他方、平成 18 年度から平成 25 年度までの路面清掃業務の落札率は、北勢地区が 89.9% から 94.4%、中勢地区が 91.8% から 93.7%、南勢地区が 91.3% から 92.6%、東紀州地区が 90.6% から 94.5% の範囲にあり、本件参加資格を定めたことによって、過去の落札率と比べ、特別に高い落札率とはなっていないから、この点においても本件参加資格の定め

によって競争性が損なわれたとは認められない。

なお、請求人は、入札参加条件の引き上げが、新規参入者を排除するもので不合理であるとする理由の一つとして、平成 18 年度から平成 25 年度までの路面清掃業務委託の落札者が、ほぼ同じ業者であり、落札率もほぼ 90% で、談合的入札の疑いがある旨を主張しているが、請求人からは、その他、談合の有無を示す客観的な事実の摘示はない。落札者が、ほぼ同じ業者であり、別紙 3 に記載した落札率であることだけをもって直ちに談合があると推認することはできないから、この点に関する請求人の主張にも理由がない。

その他、請求人は、本件入札において、請求人が代表者である会社が、南勢地区、東紀州地区で、それぞれ予定価格の 87%、86% の価格で入札したことについて縷々主張するが、上記判断を左右するものではない。

ウ その他の請求人の主張

(ア) 本件参加資格を定める手続について

請求人は、本件参加資格を定めるにつき、県土整備部長が決裁したことを証する公文書が存在しないなど手続違反がある旨主張する。

しかしながら、前記第 2 の 4(1) に記載したとおり、三重県一般競争入札実施要綱第 19 条の規定に基づき、本件参加資格要件の設定について、東紀州地区業務委託については、平成 26 年 6 月 17 日に道路整備担当競争入札審査会にて審査の上、承認され、東紀州地区を除く 3 件の業務委託については、同日、同審査会にて審査された後、さらに同月 25 日に県土整備部建設工事競争入札審査会にて審査の上、承認されるなど、適正な手続を経て決定されていることが認められるから、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(イ) 本件参加資格を満たすことができる路面清掃業務が県以外にはないこと

請求人は、津市、四日市市などの発注する路面清掃業務では、「1 契約あたり 400 k m」の条件を満たすことができず、本件参加資格を満たすことができるのは、県が発注する路面清掃業務だけであり、実質的には過去に県発注の路面清掃業務の実績がある業者しか入札に参加できないから、本件参加資格は不当である旨主張する。

しかしながら、既に検討したとおり、本件参加資格には不合理な点がなく、また競争性も確保されている以上、どのようにして本件参加資格である 400 k m 以上の実績を得るかについては、本件参加資格の違法、不当とは直接的には関係しない事柄である。

したがって、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(ウ) 他の業務委託の入札参加資格との関係について

請求人は、県の他の業務委託は、複数年契約となっても、入札者の参加資格を従前どおりに維持しているものが通常であること、複数年契約になったことにより、入札参加資格を2倍にしたものは1件だけで、その1件も引き上げによって入札に参加できなくなるような厳しい内容ではないことを、本件参加資格の違法又は不当の理由として主張している。

しかしながら、一般競争入札の参加者の資格は、地方公共団体の長が、その履行を確保する上で、どのような資格が必要であるかを、それぞれの内容に応じて個別、具体的に判断し決定するものであって、本件業務委託と他の業務委託とは、その内容が異なる上、本件参加資格に違法又は不当な点がないことは前述したとおりである。

したがって、この点に関する請求人の主張にも理由がない。

- (4) 以上のとおり、本件参加資格及び本件入札に、裁量権の逸脱又は濫用は認められないから、これらを前提になされた本件業務委託契約の締結に違法又は不当な点はない。

別紙 1 (本件業務委託の予定価格 (税抜) 本件入札の結果)

ア 北勢地区業務委託

・ 予定価格 62,453,000 円 (税抜) 落札率 90.0%

入札者名	入札金額 (税抜)
株式会社朝日工業	(落札) 56,180,000 円
東海管清興業株式会社	57,900,000 円
宮本建設株式会社	58,130,000 円
株式会社大栄	58,680,000 円
崎建設株式会社	60,580,000 円
株式会社塩谷組	61,200,000 円
本州舗装株式会社	61,200,000 円

イ 中勢地区業務委託

・ 予定価格 59,671,000 円 (税抜) 落札率 92.8%

入札者名	入札金額 (税抜)
株式会社大栄	(落札) 55,400,000 円
東海管清興業株式会社	55,900,000 円
株式会社朝日工業	56,450,000 円
崎建設株式会社	57,880,000 円
株式会社塩谷組	58,470,000 円
本州舗装株式会社	58,480,000 円
宮本建設株式会社	58,500,000 円

ウ 南勢地区業務委託

・ 予定価格 64,814,000 円 (税抜) 落札率 93.3%

入札者名	入札金額 (税抜)
本州舗装株式会社	(無効) 56,400,000 円
宮本建設株式会社	(落札) 60,500,000 円
東海管清興業株式会社	61,000,000 円
株式会社朝日工業	61,120,000 円
株式会社塩谷組	62,860,000 円
崎建設株式会社	62,900,000 円
株式会社大栄	63,500,000 円

工 東紀州地区業務委託

・ 予定価格 18,478,000 円 (税抜) 落札率 93.1%

入札者名	入札金額 (税抜)
本州舗装株式会社	(無効) 15,900,000 円
株式会社塩谷組	(落札) 17,200,000 円
崎建設株式会社	17,370,000 円
株式会社朝日工業	17,410,000 円
東海管清興業株式会社	17,700,000 円
株式会社大栄	18,200,000 円
宮本建設株式会社	18,200,000 円

別紙2（本件業務委託契約の概要）

（1）北勢地区業務委託契約

契約の相手方	株式会社朝日工業
契約額	60,674,400 円
契約期間	H26.8.1 ~ H28.3.18
清掃距離	4,652km

（2）中勢地区業務委託契約

契約の相手方	株式会社大栄
契約額	59,832,000 円
契約期間	H26.7.28 ~ H28.3.18
清掃距離	4,410km

（3）南勢地区業務委託契約

契約の相手方	宮本建設株式会社
契約額	65,340,000 円
契約期間	H26.7.25 ~ H28.3.18
清掃距離	4,816km

（4）東紀州地区業務委託契約

契約の相手方	株式会社塩谷組
契約額	18,576,000 円
契約期間	H26.7.29 ~ H28.3.18
清掃距離	1,224km

別紙3（平成18年度から平成26年度までの落札者、契約額、落札率、入札参加者数）

ア 北勢地区

年度	落札者	契約額	落札率 (%)	入札参加者数
平成18年度	株式会社朝日工業	29,820,000円	93.5	8
平成19年度	株式会社朝日工業	28,707,000円	90.1	8
平成20年度	株式会社朝日工業	28,770,000円	90.0	7
平成21年度	株式会社朝日工業	28,245,000円	92.0	7
平成22年度	株式会社中村組	28,035,000円	91.9	8
平成23年度	東海管清興業株式会社	28,980,000円	94.4	6
平成24年度	株式会社朝日工業	27,562,500円	89.9	7
平成25年度	株式会社朝日工業	30,219,000円	89.9	7
平成26年度	株式会社朝日工業	60,674,400円	90.0	7

イ 中勢地区

年度	落札者	契約額	落札率 (%)	入札参加者数
平成18年度	株式会社大栄	28,455,000円	93.7	8
平成19年度	株式会社大栄	28,140,000円	92.3	8
平成20年度	株式会社大栄	28,140,000円	92.0	7
平成21年度	株式会社大栄	27,289,500円	92.8	7
平成22年度	株式会社大栄	27,142,500円	92.8	7
平成23年度	株式会社大栄	27,247,500円	92.4	6
平成24年度	株式会社大栄	26,869,500円	91.8	7
平成25年度	株式会社大栄	29,610,000円	92.4	7
平成26年度	株式会社大栄	59,832,000円	92.8	7

ウ 南勢地区

年度	落札者	契約額	落札率 (%)	入札参加者数
平成 18 年度	宮本建設株式会社	30,450,000 円	92.5	8
平成 19 年度	宮本建設株式会社	29,925,000 円	91.3	8
平成 20 年度	宮本建設株式会社	30,135,000 円	91.6	7
平成 21 年度	宮本建設株式会社	28,980,000 円	91.8	7
平成 22 年度	宮本建設株式会社	28,875,000 円	91.4	7
平成 23 年度	宮本建設株式会社	29,400,000 円	92.6	6
平成 24 年度	宮本建設株式会社	29,085,000 円	91.9	7
平成 25 年度	宮本建設株式会社	32,025,000 円	91.8	7
平成 26 年度	宮本建設株式会社	65,340,000 円	93.3	7

エ 東紀州地区

年度	落札者	契約額	落札率 (%)	入札参加者数
平成 18 年度	崎建設株式会社	8,657,250 円	94.5	8
平成 19 年度	崎建設株式会社	8,557,500 円	93.5	8
平成 20 年度	株式会社塩谷組	8,547,000 円	93.0	7
平成 21 年度	崎建設株式会社	8,295,000 円	94.4	7
平成 22 年度	株式会社塩谷組	8,064,000 円	92.3	7
平成 23 年度	崎建設株式会社	8,505,000 円	93.9	6
平成 24 年度	株式会社塩谷組	8,190,000 円	90.6	7
平成 25 年度	崎建設株式会社	9,345,000 円	93.6	7
平成 26 年度	株式会社塩谷組	18,576,000 円	93.1	7